

参議院地方行政委員会會議録第二十一号

昭和二十八年八月三日(月曜日)午後二時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君
館 哲二君

委員

西郷吉之助君
長谷山行毅君
小林 武治君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
加瀬 完君

国務大臣

郵政大臣 塚田十二郎君

政府委員

自治政務次官 青木 正君
自治庁財政部長 武岡 憲一君
事務局側 常任委員 福永興一郎君
常任委員 伊藤 清君
常任委員 伊藤 清君
常任委員 伊藤 清君

本日の会議に付した事件
○連合委員会開会の件
○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(内村清次君) それでは地方行政委員会を開会いたします。

今日委員長理事を開催いたしました。今後の委員会の日程を取極めまして、日程の案をお手許にお配り

第三部

地方行政委員会會議録第二十一号 昭和二十八年八月三日【参議院】

した通りであります。ただここで議決をしておかなくてはなりません。これは、人事委員会との合同審査の件でございます。これは一般職の職員の給与に関する法律の一部改正法案、それに對して地方行政関係とも関連がございます。その日程につきましては人事委員会と相談をして決定すること、にいたしました。存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(内村清次君) そういうよう

に決定をいたします。

○委員長(内村清次君) それでは今日は平衡交付金法の一部改正法案、これを議題に供します。質疑のありの

たは一つ……。

○若木勝蔵君 塚田長官にちよつと伺いたしたいと思います。先般の修正予算についてみまると、五十億の平衡交付金が増額になつておる。ところがこれに對して私は衆議院の速記録を見たんですけれども、三浦委員の説明では五十億の中に三本建てに見合

ておるのか、これを伺いたい、こういうふうに思ひます。

○国務大臣(塚田十二郎君) この点は政府のほうも当初はつきりしなかつたのであります。殊にその中にいろいろ不明確な分子がたくさん入つておりました。殊に一番弱りましたのは例の教員給与の三本建ての問題なんです。その経費は、どうも改進黨の当初案を考えた人の考え方では、五十億の中に三億六千万入つておるといふようなお考えであつたやうでありますが、その後自由黨との話合をして、だん／＼と検討して行つておる間に變化して、実は約一億五千万しか入つてないんだ、そういうような結果になりました。従つて今の段階では勿論はつきりしておるではありませんが、そういううなことで政府は当初はつきりしなかつた、非常な弱りましたのですが、その後いろいろ／＼なそういう變化して参つた事情が全部はつきりしまして、そういう最終におきまして、新しい五十億の増加に伴う地方財政計画の修正というものを、自治庁といたしましては大蔵省と話合をしてやりました。これはまあ最終的に話合がいついておるわけでありまして、その考え方から申しますと、やはり給与の部分が一番大きいのであります。それからそれと同時に、やはり国の一般会計における節約と歩調を合せて、節約を約四十八億ばかりやるといふことになつております。それで節約した分と増えた分を合計しまして、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

の、新しく財政計画を立て直したものがあつたのであります。それは一つ

節約を国の予算において行いますものに大体準じまして、勿論地方の特殊性を考慮いたしておりますが、約四十八億、これだけの歳入の減になつて参りますので、差引いたしまして大体先ほど申し上げました百億程度のものが殖えて参るわけでございます。それに対して、歳入のほうにおきましては、地方財政平衡交付金が五十億圓、それから国庫支出金が二十八億圓、それと今度の予算修正に伴います地方の負担を賄いますための地方債の総額が二十五億圓でございます。これで大体歳入が百三億ほどに相成るのでございます。それによりまして結局最終的に地方財政計画の総規模と申しますか、歳入並びに歳出の総額は八千五百八十億六千万圓ほどに相成るのでございまして、大体そういう要領で修正せられる予定でございます。

○若木勝蔵君 そうしますという、当初に立てられた二十八年度の地方財政計画がそういうふうな修正されたというところになるわけでございしますが、そうすると、この平衡交付金法の一部改正案に出ておられる単位費用と、いうようなものに変更はございせんか。

○政府委員(武岡憲一君) これは勿論財政計画がどのように変つて参りますれば、純理論的に申しますならば、若木さんのおつしやいますように単位費用というものは修正いたさなければならぬ部面が、或いは出て参るかと思ひます。ただ平衡交付金の算定に用いておられますところの基準財政需要額、それと基準財政収入額との差額即ち交付基準額を元にしたしまして配分をいたすわけでございますが、これは単位費用

を定めまして、具体的に計算をいたします際には、各地方団体から出て参りますところの各行政項目の測定単位の数値でございまして、数値が必ずしも当初において的確に把握いたされません關係から、具体的に計算いたしてみますと、交付すべき普通平衡交付金の額と只今申上げました交付基準額というものの間に若干のずれがありまして、これは免れないのであります。先ほどの例で申上げますと、大体これが五十億圓程度のずれがあつたわけでございます。そこで本年度におきましては、只今予定をいたしております単位費用を元として弾きました場合に、普通交付金の額と交付基準額との間にどの程度のずれを生ずるかというものが只今計算中でございまして、的確に把握いたされませんけれども、例年の例からいたしまして五十億乃至その程度のものは或いは本年もずれとして生じて来るのではないかと、いうふうにも考えられるわけでございまして、さうなことでございすれば、實際上の問題といたしましては、交付金を配分いたします際に、只今一応予定をいたしております単位費用によりまして計算をしまして、配分の実際上の影響というものは、それほど来たりませんけれども、これはではないかということも一応考慮されるわけであります。ただこれはは實際計算をいたしませんことには、その程度がわかりませんので、具体的な数字が出ました上で、更に考慮いたしたいと考えるのであります。それからこの地方財政計画の修正に伴つて、単位費用が理論上は変えられるべきものだというところをまあ申上げたわけですが、実際上の問題としては、先

ほど御説明申上げたようなことで或いは今の単位を用いても結果的には大した影響がなくて済むのではないかというところでございしますが、いま一つ考えられますことは、この単位費用を算定いたします元にしておきますところの標準予算を想定いたしました標準規模の団体でありまして、或いは標準規模の施設について標準予算を想定しておりますが、それを基準に単位費用を計算しておりますが、その標準予算は勿論大体におきましては地方財政計画が一応元になつておりますが、理論的に申しますならば、財政計画を離れて、今日のレベルにおいて行政、いわゆる基準的な合理的な家当水準における行政を行うには、どの程度のものが要るだろうかという想定に立つて計算をいたします關係から、その算定の基礎となります標準予算の作成の場合におきましては、若干程度の人件費なり或いは物件費なりの予算への繰り込み方、これは非常に縛られたもので財政計画が五十億増えたから必ずしも五十億どこかに殖やさなければ辻褄が合ふんという厳密なものではありませんが、これは財政計画の趣旨に従つて立てるべきであることは当然でございすけれども、なおそれらの点を十分検討いたしまして、今回の予算或いはそれに伴いますところの地方行政に関する制度等の修正が確定いたしました場合には、おきましては、それらの点を特に考慮いたしました上で十分再検討してみたい、かように考えている次第であります。

○若木勝蔵君 単位費用を定めておきまして、それが実際に交付額をきめる場合に、多少のズレがあるというような場合は一応考えられますけれども、すでに財政計画が修正されて変つていく場合に、元の単位費用が法律の上にそのまま残るということについては、これはどうも法律的に考えて納得の行かない点なんです。必ずや私はこういう点については或いは多少のズレが出て来るだろうというふうなことは、単位費用との關係を、修正された財政計画と単位費用との關係のあいまいなところが多く、その場合にズレが出て来るのじやないか、こういうふうに思うのであります。従来のように地方財政委員会の規則で単位費用を定め、行つたような場合と違つて、明らかにこれは法律にこういふふうに詳細に項目が乗るものでありますからして、この場合においてはあいまい性を私は許さるべきものでない、法律上さう考へるのですが、その点如何ですか。

○政府委員(武岡憲一君) 勿論単位費用算定は別にあいまいにやつておるわけじやございせんが、先ほど申し上げておりますように、財政計画の修正の程度にもよると考えられます。今回予算が確定いたしましたならば、それに伴ひまして正確にこの地方財政計画の修正というところも行わなければならぬので、それらの要素の決定を待ちました上で再検討いたしたい、かように考へておる次第でございす。

○若木勝蔵君 そうしますという、今度の修正された財政計画によつて、實際この第十二条の第一項の表に単位費用が載つておりますが、どの費目について多くここに影響が出て来るか、この点をお伺ひしたい。

○政府委員(武岡憲一君) これも純粹に理論的に申上げますならば、地方財政計画の修正の要点が先ほど来御説明申上げておられますように、給与費に關する地方経費の増額を中心とした修正といふことに相成つておりますので、従ひまして単位費用の算定におきましても、全面的にこれを取り入れて算定しなおすのだということに相成りますれば、給与關係のものを含んでおりますところの一切の単位費用に及ぶわけでございまして、現在法律で定められております測定單位のうち、例えば公債費でありますとかいうような直接給与に關係のございせんものを除きまして、殆んど大部分のものに大なり小なりの影響は及び得るわけでございす。

○若木勝蔵君 そういう場合に實際の取扱いは何か、政令が何かを定めて、それによつて取扱われることになりすか。

○政府委員(武岡憲一君) 法律の規定によりまして、国会閉会中ではございすれば政令によつてこれを改正をいたすことになりす。

○若木勝蔵君 そうすると、今国会の開会中でありまして、その場合において我々に明瞭にするのが本当だと思ふのでありますが、この点は如何ですか。

○政府委員(武岡憲一君) 予算が修正ということに決定いたしますれば、勿論さうなことに相成るわけでございまして、政府がいたしましては、当初政府から提案をいたしました予算を前提としてこの単位費用の計算をいたしておるわけでございまして、従ひまして予算をかくのごとく修正するのだからという措置に伴ひまして、単位費用

からして国庫支出金の増に伴う増というものが一番大きなものであります。が、そのように御審議願つてきまつた以上は、その趣旨に則つて配分というものは考え直してみなければならぬと考へております。そうしてどうしてこれに直さなければならぬということであらば、今年は政令で以てやらずして頂きたいと考へておるのであります。が、そういうふうに考へました理由は今申上げたような状態なんぞでございます。どうぞ御了承をお願いいたします。

つて又先ほど申上げておりますような意味において、この単位費用の算定等にも関係は持つて参ります。

○西郷吉之助君 関係があるんですか、もう一度はつきり伺いたい。

○政府委員(武岡憲一君) 関係はございません。

○西郷吉之助君 そうしますと、今の塚田国務大臣の御説明だと、まあこれと現在の単位費用でやつて行けないこともないが、場合によつては必要が生じたならば政令でやらしてくれというお話でしたが、そうすると、さつきの武岡君の話と違いますが、大臣のお考えでは、この平衡交付金の改正案では一応このままで今回は通してもらいたいというふうなことでですか、その点をはつきり一つ……。

○西郷吉之助君 もう一度大臣に念を押しておきますが、これが出て通るか通らんかわかりませんが、通るとして、先ほどのこれを含まない大臣の御答弁の通りに、平衡交付金の単位費用はこのままで一応やつてもらいたいという御見解ですかどうか、もう一回伺つておきます。

○国務大臣(塚田十一郎君) このいわゆる給与の三本建による計画は財政計画の上でも、先ほど申上げたように五十億の枠の中から約一億五千万円とはつきり数字が出ておりますので、この部分だけは、私は単位費用の算定のときも、別個に考へて是正をして行かなければならぬと考へておるわけでありませう。

○若木勝蔵君 今大臣並びに財政部長の答弁で、私は非常にこの法律はいいまいなものであるというふうな考へえを持つたわけでありませう。(同感)と呼ぶ者あり) こういうあいまいな法律を政令によつて単位費用を定めるかも知れないからというふうな気持ちで、今これを通過してもらいたいというところでありませう。これは私はおかしいと思つて、またこれは国会の開催中の問題であつて、十分これは審議を尽くして、単位費用を定めるものであつたらば、はつきり変えて、何しろ五十億の交付金の増加によつて、当然私は単位費用は変つて来なければならぬ、而もそれを国会の

○国務大臣(塚田十一郎君) この分は勿論今度の平衡交付金の分は修正に関連のないものでありますから、この部分はこのままで御審議を願つて、御通過願えれば是非そういうふうにお願ひしたい、こういうふうな考へております。

○若木勝蔵君 これはまだ相当日数もあるわけでありませうからして、再修正もして、そうして更に提案して審議すべきものだと私は考へます。若しそれができないならば、これは廃案となすべきた、こういうふうな考へますが、如何ですか。

○西郷吉之助君 今の単位費用に関連しまして、予算も多少變つて来ましたが、一般職の職員の給与に関する法律とは関連はございませんか、この点お伺ひします。

○国務大臣(塚田十一郎君) この現在出しておりますのは、修正前の政府原案に則つて、どうしてもこれをいたしませんと工合が悪いという考へ方のもので、ここに載つておるわけでありませう。この部分が若し廃案になり

○政府委員(武岡憲一君) これは大体高等学校の教員の給与に關しますところの部分におきまして財政計画に、從

ますと、政府原案によつた平衡交付金の配分というものが、非常に狂つて来るというところになるわけでありませう。ところが今度の予算修正に伴う財政計画の修正によりまして部分は、非常に大雑把な無責任な話を申上げたようでありませうけれども、先ほど申上げたように、給与費による部分が非常に大きいのでありますからして、これを更に厳格に直して配分し直したのと、このまま行つたのでも、そう大きな食糧の差はないのじやないかという漠然たる見通しを事務局もいたしてゐるわけでありませう。でありますから、大体やつてみて、勿論国会が終つてしまつて引續いて新しい財政計画に従つて新しく単位費用の検討をし直すわけでありませうが、その試算の額と、今申上げたようにこのままで不足の五十億の穴を埋めたという形の配分の金額と、大きな食糧の差がなければ、今度はそれで御勘弁願つても実質的に大きな食糧の差がないのじやないかと、こういうふうな考へてゐるわけでありませうが、併し国会が終つて財政を配分いたしましたので、勿論見当がつきますのでありますから、その二つの方法による数字が個々の団体の間に非常に違いがあるようであれば、勿論それに従つて直して行かなければならぬ、まあこういうのであります。非常に事務がそんなふうで遅れておりましたので、国会がこうして延びてゐる時期に、間に合わないで恐縮いたしてゐるのであります。事情はそんなような事情でありますので、御了解願ひたいと、こういうふうな考へてゐるわけでありませう。

○若木勝蔵君 このままでやつても、或いは修正した単位によつても、その

大差がないだらうから、今回はまあこのままにして通して頂きたいというふうな御意向のようでございますが、従来のように、この地方財政委員会の規則によつて単位費用をきめた場合と違つて、これをわざ／＼法律にこれを移行しまして、単位費用の決定というものはかくのごとく載せてある。そうして今あなたのお話のような場合で行つたら、何のために一体こういうふうなものを法律に載せて来たかといふことの措置に關する。これは重大な問題だと私は考へる。これをまあ大差ないからして、国会が過ぎてから政令でやつてもいいのではないかと、いふことに對して、私は納得が行かない。いやしくも一國の法律として出る場合には、あまい性を含んだところの法律を審議することは、我々審議に當るものの責任においても考へなければならぬ。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはまあ考へて行く経過を何も包みかくさず露骨に申上げたからさういふことになるのであります。大してどちらの方法でやつても数字に違いがないのじやないかといふことのほうに重点があるのではなくて、重点はむしろのちほどあとのほうで申上げた、結局この修正計画がきまりましたが、あの予算が三十一日に参議院に上ります日、最終決定をみましたと言つて事務局から來ましたのがこの日なんです。そういうふうなその日までこの三億六千万円の問題なんかにいろいろ意見があつて、なか／＼又大蔵省との話合もつきませぬのできまらずにありました。これがきまりません以上は、単位費用の改訂作業に手をつけてみようが実はないわけでありませう。従つてさうい

る状態では、恐らく会期中には間に合
わないのでないかという事で、従
つてすぐに法案を修正して新しい法案
の形に印刷をして出すということに
は、ここ数日の見通しではとても間に
合ひそうもありませんので、率直にど
うか御勘弁を願いたいということであ
ります。

○若木勝蔵君 これは併し私は重大な
問題だと思つて居る。この法律は極め
て不備で、そういうふうな法律を我々
は審議してこれを成立させようといふこ
となつたら審議した我々に責任が来ま
すよ。政府は御勘弁を願いますと、そ
れでいいかも知れませんが、まあほかの委
員の御意見もあるだろうと思ひますけ
れども、私はそう思う。この点はもう
少し私は留保して考えなければならん
と思ふ。

○秋山長造君 今の関連ですけれど
も、さつきもお話が出たですけれど
も、財政部長のお話から自治庁長官の
お話、而も自治庁長官のお話、しま
い頃になつて、いろいろ政府がおつし
やるように、単位費用を再検討する
のかどうかですね。又それを法律でや
られるのかどうか、結局やられるので
すか。

○若木勝蔵君 国会中におやりになる
のですか。

○秋山長造君 国会中におやりになる
のですか。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○秋山長造君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

○若木勝蔵君 先ほど若木さんのおつ
しやつたように、やはりこういう問題
は、政令なんかでやるべきものではない
くて、飽くまで法律ではつきりきめる
ことが本筋だという原則は、はつきり
御確認になるわけですね。

を各団体の測定単位数字にかけまして、団体毎にいわゆる基準財政需要額が出て参ります。それを全体合せまして、一方収入額を算定する。その差額が本来ならば、普通交付金の額にびつたり合う筋のものなんです。それが実際はなかく、技術的な問題としてそのままに参りませんで、五十億やそこらのズレが出て参ります。それがそういうことでなくて、単位費用というものがびつたりと普通交付金の額と同様に参りますれば、単位費用を増額するか或いは数字を増額するかしませんが、交付金の額と交付基準額の額と合わないという問題が出て参りますけれども、その差も例年は五十億程度のズレがございますから、今度も算定すれば、或いはそのようなことで五十億あつても、交付基準額と一致するということはあり得るわけなんです。そこらの見当が實際試算をしてみますと、わからないうことを申上げたのであります。

○加瀬完君 そうすると、この単位費用のとり方は、このまま総額の予算というものが残らない場合は、五十億前後の問題はあとに残るということとを前提にして立てたものなんですか。

○政府委員(武岡憲一君) それは計算をしてみませんと出るか出ないかわかりませんが、勿論単位費用を定めるときには、大体今の財政計画で考えられております行政水準の程度ということをおきながら、標準予算を考へておるわけでありまして、そこでその単位費用を数字にかけて需要額を出すのですから、大体作業をいたしますものの頭には、ほぼ交付金の額は今年はいくらいたしたという目で目安がついておるわけなんです。けれども、實際上の計算をいたします場合には、各団体から新たに数字を出すわけでありまして、例えば道路の面積にいたしましても或いは河川の延長にいたしましても、必ずしも我々が昨年の実績から推計をしております数字と一致いたしません。そういう誤差がどうしてもございますので、必ずしもこれは出るのだとは申上げませんが、或いは交付金の額のほうに交付基準額よりも多いというような事態が生ずるかも知れませんけれども、或いはさうでなくて、去年のようなことで交付基準額のほうが多いかも知れません。大体の傾向から申上げますと、交付基準額のほうが多いのが通例のようではございまして、或いは或る程度今年もそのような傾向が出るのではないかとすることは考へております。併しながら初めから当然そうなるというのではございまして、理想的には一致させたいという作業はいたしております。

○加瀬完君 これが或る幅の誤差が出るというところが前提的な觀念になつて、従つて予算を組む上にも少しふくらまして予算を組むというようにすることが、地方財政の赤字を生じている原因にもなつておるといふようなことはないでございましょうか。もう一度申しますと、単位費用と交付額というものの關係がきちんと整頓されておらないで、割合に場合によつては有無相通ずるような条件のいいことも予想されるので、適当にふくらまして予算計画をする。そのために今度は逆に赤字が出てどうにもならなくなつたというようにすることはないのでございましょうか。

○政府委員(武岡憲一君) さうなことはないと考へております。と申しますのは、標準予算は単位費用を一体どうやつてきめるかという問題が前提としてあるわけにございまして、これもこれを若し法律が考へておりますことをその通りにやつて行くのだといひますと、客観的にその水準いわゆる法律の言葉で言へば、合理的な水準をやるためには、これだけのものではなけれども、これはならぬという絶対的なものが、仮に考へられるといひますならば、それは勿論それによつて計算すべきであります。そのようにして仮にそういう数字が出て、それで計算をいたしたとしますならば、現行に行われておる地方行政なり或いはその前提となる国の予算、地方財政計画というものと、いわゆる神聖な理想的な単位費用との間には相当ギャップが生じ得るわけなんです。それが多かるうが少なかるうが、とにかく標準的なものを作つて、足りなければ配分すればよろしいし、多ければ特別交付金とか何かに配分すればよろしい。これも一つの行き方だろと思ひますけれども、今日の段階では、国家なり地方の経済情勢と離れた純粋且つ客観的に合理的な理想的な行政水準というものは考へられないと思ひます。どうしても国の予算というものはこのくらいで、もつと別な言葉で申上げますれば、この程度であるから、行政のほうもこの程度でやるといふことに、どうしてもならざるを得ない。従つてその間の結びつきが出て参りますので、そういうことを地方財政計画を前提にして、標準試算、標準予算といふものを考へて参りますならば、本来から言へば、交付金の額

と交付基準額といふものは一致するのが至当で、併せて行かなければならぬように考へて行かなければならぬと思ひます。併しそこに誤差が出るのは技術的な問題で出て来るのでありまして、従つてそれを理論的につきつめて参りますならば、五十億交付金が殖えたとか、財政計画において八十億の給与費が殖えたから変えるべきだ、こういうことになりまして、或る程度さういつた程度の誤差は今日の段階では止むを得ないと思ひます。か、このままで行きましても、結果的にはさう大きな結論にはならなくて済むのではないかと、さうな一応見方をしておるのであります。

○堀末治君 今の説明ですと、これをやつて三年やつておられますね。平衡交付金を……それをずつと毎年々々の決算といつていひものを一遍我々に見せて頂けませんか。五十億、五十億とあらましをつかまえて、初めの年はこのくらい出て、それをどう処理した、二年目はこのくらい余つてこれをどう処理して、三年目はこうだといふ一種の決算、それを一つ。そのくらいの表ならすぐ出るでしょうね。

○政府委員(武岡憲一君) その資料ならございましてからお出しいたします。

○加瀬完君 この前奈良県の知事に來て頂いていろいろ話合をしたのでありますが、結局五十億の起債が議會なり政府の考へる通りに、奈良県において行なわれておらなかつたといふことが問題になつた。五十億といふのは地方にとつては非常に大きな金額だと思ふ。その五十億なり八十億といふものが、単位費用の額を減えなくとも、適当に当然これは配分されるものだといふその前提が、私どもにはどうも納得が行かない。逆に疑つて申しますならば単位費用といふもので計算すれば、割合正確な計算が出るが、五十億なり八十億といふものが正確な計算でなくて適当に配分されるということも疑つてみれば疑えないでもない。そういうふうな五十億といふ地方にとつては大きな金が、はつきりした標準のない配当といふことになる問題は問題があるのではないかと。そういうことがないのだといふことをお聞かせ頂きたい。

○政府委員(武岡憲一君) 誠に御尤な御見解だと思ひます。勿論私どもも五十億を決して輕少なものとは考へておりません。五十億の交付金が殖えたことによりまして、先ほど申上げましたように、地方財政計画におきましては、給与關係で八十億ほど、給与關係のつまり財政計画上の給与額の終費が殖える。こういう予想をいたしました。この八十億といふのは今日の地方財政計画の全体から申しますと、一%でございまして、それと基準財政、仮に財政計画の全体の数は別といたしまして、基準財政需要額を各団体から積み上げて計算いたします場合には、今日基準財政需要額を府県市町村と併せて三千億程度になつておる。それから財政計画上の数字をそのままそれだけの額が基準財政需要額には入りませんで、標準需要額でございまして、そのうちの大体平均して恐らく八十億程度のものが地方財政需要額の中に入つて来るのでありますから、従つて三千億の基準財政需要額の総額において、仮りに八%といふと六十億余のものが、今度給与費として動いて来るという程度のものでございまして、

ります。そこで三千億のものが仮りに三千六十億になるということになつて、どの程度仮りに今言つたような単位費用の算定の過程において数字的影響があるかということが問題になつて参ります。もちろんこれは多少といへども影響はないとは申しませんので、理論的に申しますれば、その通り給与費が皆それ／＼殖えて行かなければならぬわけでございますけれども、その程度のものであれば、今度はそれを積み上げて、単位費用を計算して交付基準額を計算して、それによつて按分して配分するわけでございますから、その際にはそれほど大きな各団体にとつて変動はないのではないかと、かようなことを申上げてゐるわけでありま。

○小林武治君　そうすると、この単位費用を年度内に変更することはありませんか。

○政府委員(武岡憲一君)　それらの数値を見ました上で、先ほど大臣から申しましたように、どうしてもこれは不当な結果を生ずるといふようなことではあります。或いは政令によつて直さして頂くといふことに相成るかも知れませんが、大体の私たちの事務的な見通しをいたしましては、このままでもやつて行けるのではないかと一応は考えております。

○小林武治君　そうすると、もう法律はいじらない、こういうことですか。

○政府委員(武岡憲一君)　法律はさうな問題を若干含んでおりますけれども、その点を一つ御了承の上で、このままで一つやつて頂ければ結構だと思ひます。

○秋山長造君　さつき自治庁長官はやつて行ける行けんにかかわらず、もう今すぐでも直ちに作業をはじめて、できるだけ早くこれを再検討したい、それでできれば今国会が済むまでに間に合せたいけれども、それに間に合はん場合は一つ政令か何かで間に合せたいというお話でしたが、今財政部長のお話では、肚の中ではこのまゝいじらずに行くだというふうなお考えのよう

○政府委員(武岡憲一君)　さううてございませんで、検討は直ちに始めてゐるわけでございます。その結果によりまして、必要があれば勿論これは修正しなければならぬと考えております。

○秋山長造君　必要があることはわかつてゐるのじやないですか。これは単位費用は変えなければならぬのでし

○政府委員(武岡憲一君)　それは先ほど来申上げておられますように、程度の問題になると思うのでございませんで、この程度に今回の修正による誤差が単位費用上出て来るかといふことが問題点であると思ひますので、その点を直ちに今検討してゐるわけでございます。

○政府委員(武岡憲一君)　これは変えれば、一銭一厘といへども、これは変えさうな結論に我々到達するかも知れませんが、一銭一厘程度でありませんで、今のものでやつて行けるのではないかと、その影響の程度と申しますか、その影響の程度といふことを私たち考えまして検討したい。理論的にはおつしやる通り変えるべきが当然であることはその通りに考えております。

○若木勝蔵君　ちよつと伺いますが、これは小学校、中学校、高等学校の単位費用について考えて見る場合に、小学校、中学校は義務教育、それから高等学校は義務教育でない、そういうふうに分けて考える場合に、そこで小学校の単位費用を児童一人についてなんぼ、こういうふうにきめて行く場合に、この間も私質問した通り、いわゆる一学級人数を何人にするか、それから一学級あたり先生がなんぼにするか、或いは一人制にするとかいふようなことはみんな関係して来ますね。それから結核の人数をどうするか、産休の人数をどうするかといふことはみんな関係して来る、そういうことがきまつて、これが初めて出て来るわけですから、そこでその場合に最も重要な要素

○政府委員(武岡憲一君)　今回の予算修正の趣旨に伴ひまして、地方財政計画をこの修正するわけでございますが、その際の教員の基本給の平均単価ですね。平均単価の額がどう動いて来るかといふお尋でございませんで、大体申上げますと、小学校の場合は現行の額が一萬一千九百七十一円でありませんで、修正によりまして一萬二千五百七十二円、中学校の場合は一萬三千七百四十円でありませんで、それが一萬三千三百四十八円、それからその他の学校、これは財政計画上、高等学校、大学が入つておりますけれども、それが、現行で一萬五千五百十円のもの

○政府委員(武岡憲一君)　その計算はまだやつておりませんで、予算的にこの小学校の単位費用の算定は、この前御説明申上げたように平均給与を用いて計算しておりますが、平均数が動いて来れば、これも動いて来るのが条理上当然と思ひます。

○若木勝蔵君　これは予算が修正されて通つたのは、衆議院ではたしか七月十七日だと思ひます。それから今までの期間に相当日数がある。ところがあなたがたはその間に何ら今のような作業を進めておらないといふことは、これは明らかに国会の開催中にこれを修正して提案するといふ意思がないと私は思う。これは怠慢でありませんか。

○委員長(内村清次君)　その点は私もそう考へておつたんです。これはこの前から、平衡交付金を議題にしてゐたときに、五十億の増額分は、一体どういふふう

○政府委員(武岡憲一君)　その計算はまだやつておりませんで、予算的にこの小学校の単位費用の算定は、この前御説明申上げたように平均給与を用いて計算しておりますが、平均数が動いて来れば、これも動いて来るのが条理上当然と思ひます。

○政府委員(武岡憲一君)　その計算はまだやつておりませんで、予算的にこの小学校の単位費用の算定は、この前御説明申上げたように平均給与を用いて計算しておりますが、平均数が動いて来れば、これも動いて来るのが条理上当然と思ひます。

○政府委員(武岡憲一君)　その計算はまだやつておりませんで、予算的にこの小学校の単位費用の算定は、この前御説明申上げたように平均給与を用いて計算しておりますが、平均数が動いて来れば、これも動いて来るのが条理上当然と思ひます。

予算が通過するまでには、これを明確にしたいというものが大體の筋だつたのです。それでこの地方行政委員会でも、これは問題ですから、その修正の部分の増額は一体どういふふうに分配されるかという資料は、再三あなたがたに要求しておるのだ。先ほどの大臣の発言からして見ますと、やはりまだどうも、国会が三十一日に終りになると思つたら、まだその点までは、聞いておつたけれども、どうしても作業が属かんだらうというところで、併しまあ延会になつたから取急ぎやつてはありますと、こういうことでしょう。だからこれは挙げてあなたの方では、やはりこの法案を出してある以上は、責任上修正すべきものは修正するなり、全力を挙げてやはり間に合せなくては、實際委員会の、又各委員の方々の責任になつてしまふのですよ、これは。そういうことでその点一つ考えて頂きたい。

○若木勝蔵君 今の問題で財政部長さんにそう言つたつてあなたは事務当局のかたで……。今大臣が来たら私ははつきり聞きます。それから問題は……○政府委員(武岡憲一君) ちよつと、それでは大要弁解がましいことを申し上げるようでございますが、実は五十億の予算の共同修正がございまして、その御趣旨は、御指摘の通り給与関係の経費が相当少いのではないかと、従つて又そういうものの財源に充てるのだという御趣旨はよく伺つておつたわけですが、それによつて然らば財政計画をどう直すかという問題でございますが、これはこの前にも若木委員からお尋ねがございまして、私中間的にちよつと申上げておつたのでございますが、給

与関係の経費を財政計画上殖やして行定、どういふ部分をどの程度に直せるかという問題につきまして、実はいろいろ技術的に打合せをやつておりました。それが大要手聞取りまして、最終的にとにかくこれで行こう、このことが結局予算修正の御趣旨にも副うわけであるし、又財政計画の修正として一番まあ筋が通るというようなことで、話し合ひがつきましたのが実はもう金期ぎり／＼であつたわけでございます。そのときまでその点がきまりませんでした。従つて単位費用を算出したし、その際にも、この今の御指摘の義務教育の問題にいたしまして、教員の給与というものは平均単価をどれだけ引上げるかという問題はなか／＼話し合ひがきまりませんでした。最終的に只今申上げましたような単価で計算をするという話し合ひが付きましたのは、恐らく二十九日か三十日頃になつて、実はやつと話がついたような始末でございます。そういうようなことでございまして、そのうち、単位費用の算定基準につきましたので、単位費用の算定基準につきましても、いろいろ問題があつて我々気にもいたしておつたのでありますけれども、實際上の状況が間に合ふなかつた、そういうような次第でありますので、御了承願ひたいと思ひます。

○若木勝蔵君 それでは大臣が来るまでこの問題更に保留しておきまして、他のことについて伺ひたいと思ひます。これは十四条ですか、この税率を道府県税で百分の八十に引上げる問題ですね。これはまあこの間も私もちよつと伺つた問題であります。これは第十回の国会でしよう、昭和二十六年の……。そのときに参議院の地方行政委員会が修正して削つておるのです。

ここに於ける西郷さんが委員長のとすきですね。その理由として基準税率を百分の七十から八十に上げることについては、政府は確固たる自信もなく、諸般の事情を考え、この点は今後慎重に考慮を要することと考え、百分の七十を八十に改める点は、これは留保する、こういうふうな修正して、これは削除したので、あのときに、私はあのときには地方行政委員ではなかつたのでありますけれども、それが再びここに又持出される。どういふふうなその間において政府はこれを検討されたんですか。その点を伺ひたい。

○政府委員(武岡憲一君) 昭和二十六年でございまして、政府がこれは府県、市町村を通じて基準財政収入額算定の基礎でございまして、この基準税率を七〇％から八〇％に引上げをいたしたいという御提案を申上げたのでございます。そのときに御提案申上げました理由は、やはりこれは前回にちよつと私申上げましたように、平衡交付金制度の趣旨から申しまして、だん／＼にこれは調整機能を高めて行くために、基準税率というものを七十から八十、八十から九十というふうな高めていくことが、交付金制度の理想に一つ近づくとあるというところで御提案申上げたのでございます。そのときには只今お尋ねがございまして、たゞ併しなからこの實際問題として基準財政需要額の算定というもののについて、まだ制度が始まつてから丁度二年目のことでもございまして、まだ十分な経験を積んでなかつた。従つて各団体の本當に必要な需要額というものが、そのときの方法によつて確実に把握されておるかどうかわ

からない。殊にその当時におきましては、又単位費用さえもまだ法定されておらないような状態でありまして、そういう段階で、いきなりこの均衡化の徹底を図ることが、まだ時期尚早である。危険である、もつと確實に各団体の基準財政需要額というものを算定できるような段階に行つてから、これは考慮すべきであるというところが理由であつたように伺つておるのでございます。その後いろいろ毎年度平衡交付金の算定につきましては、地方団体の御意向等も伺ひ、又實際に配分をいたしました実績等にも鑑みまして、数次に互つてこれは修正を續けて参つております。殊に昨年度からは單位費用も是非法定して頂く段階にもなりましたし、さうなことでまあ二年前、三年前に比べますれば、基準財政需要額の算定方法というものは相當に私たちは進んで来た、と申しますとお

握できる段階にまで来たのではない
か、かように考えまして、今回は府県
分についてだけ、この分を実施した
い、かようなことで御提案申し上げた次
第でございます。

○若木勝蔵君 ところが、政府がそう
いうふうを考えて今回再び提出された
んだけれども、これは全く見直しを誤
つていて、かように私は考える。と
いうのは今日府県の間において抗争対
立が行われておるといふこと、これは
明らかに政府は実情の見通しが悪く
て、再びかようなふうなものを提出し
ている、かようなふうには私は考える
如何ですか。

○政府委員(武岡憲一君) 各府県の中
でいろいろ御意見のございますこと
は、私たちがよく伺っております。た
だ併しながら、これは百分の七十のま
まで計算をいたします場合と百分の八
十で計算をいたします場合とで、制度
自身が、まあ何と申しますか、一步前
進と申しますようか、均衡化の度合が
徹底いたします関係から、ただ平衡交
付金の額だけで申上げますと、たゞ
確かにこれは七十の場合と八十の場合
とで、県によりましては相当移動
を生じて参るわけでございます。そう
いうことからして、かような変動を生ず
ることが困るといふような御意見のよ
うに伺つておるのでございますが、こ
れはなお具体的には、今回まだ査定し
てみませんという、どの県どの程
度の一体移動を生ずるものであるから
という、これは具体的にはわかりませ
ん、又若しこの制度の改正によりまし
て、万一非常に極端な変動を生じて財
政運営に支障を来たすんだ、かような
ことは万々ないかと考えておるのでござ

います、かようなことがございま
すれば、これは又おのずから調整の方法
はあろうかと考えておるのでございま
す。問題は、私たちはやはり時期の判
断の問題はございまして、かように
この段階においては、府県分に関する
限りは、かような均衡化、制度の推進
という、かような均衡化、制度の推進
という、かような均衡化、制度の推進
という、かような均衡化、制度の推進

○若木勝蔵君 この問題も私は大臣に
聞きたいんです。そこで大臣が来るま
で、私は休憩する動議を提出いたしま
す。

○西郷吉之助君 ちよつとその前に聞
連して聞きたいと思ひます。財政部長
に聞きますが、今の若木君の質問に関
連しているんですが、八十に一〇%を
上げることにつきまして、府県側にも
賛否両論があるんですが、自治庁側では、
賛成の意見はどういう理由で賛成する
か、反対は反対理由はどうだ、その賛
否の両論はどういうふうにあなたのほ
うで把握しておるか、ちよつと……。

○政府委員(武岡憲一君) 私の伺つて
おりますところは、いわゆる賛成意
見はやはり私の申上げましたように、
この制度の長所を活かして行く、いわ
ゆる各団体間における財政のアンバラ
ンスをそれだけ均衡化して行く、なく
して行くということがこの制度を運営
する上にはよろしいのだという、か
ういふ意味で御賛成頂いておられる
と思つております。一方反対の御意見
は、これは、この制度を実施すること
によつて、従来いふゆる標準税収入の三
〇%というものを、いわゆる自由財源

と申しましたようか、各団体が財政交付
金の算定以外のものとして使つておつ
たものが、今回の措置によつてそれが
二〇%に減つて来る。これはどうも団
体の何といひますか、自主行政とい
ふような言葉を用いられたかと思ひま
す、ちよつと字句まで記憶してありま
せんが、非常に要するに団体の財政が
窮屈になるのじやないかと、かような
御意向のようには伺つておるのであり
ます。併しながらこれは私たちは必ずし
もかように考えておりません。ではこ
れはその団体としてみまされば、成る
ほど交付金の算定となつておるもの
が、三〇%から二〇%に減るといふこ
とのようでございますが、その半面に

平衡交付金といふゆる基準財政収入額
によつて保障をいたしますところの財
政の範囲という、即ち基準財政需要
額の支給の額というものは殖えて参る
のでありますから、その点において
は、おつしやるように必ずしも自治を
侵害するとか、自治を制限するとかい
うことは、万々ないといふふうには私
たちは考えているのであります。

○西郷吉之助君 それで今度一〇%上
つて、その差額は大体金額は幾らぐら
いですか、差額は……。

○政府委員(武岡憲一君) 金額におき
まして、百二十四億でございます。

○委員長(内村清次君) 如何ですか。
今動議も出ておりますから、暫く休憩
いたしなうか。

○委員長(内村清次君) それでは暫く
休憩いたします。

午後三時五十六分休憩
(休憩後開会に至らなかつた)

昭和二十八年九月十五日印刷

昭和二十八年九月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局